

# 法人向けインターネットバンキングの被害補償について

株式会社富山第一銀行

当行では全国銀行協会により公表された申し合わせ「法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方について」に基づき、お客様がインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、当該被害者について補償を実施いたします。

なお、当行の都合により、当行の定める方法（ホームページへの掲載等）でお客様に周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。

## 《補償の概要》

対象となるお客様	「ビジネスWeb」をご契約いただいているお客様
補償開始日	平成27年4月1日（水）より
補償の限度額	1契約者・1事故あたりの補償限度額 3,000万円 〈1事故の定義〉期間に関係なく同一の犯行等による被害と当行が判定した事故をいいます。
補償対象期間	平成27年4月1日以降のお取引について、お客様による当行への通知が行われた日の30日前から、受理した日の翌営業日午後12時までには遭われた被害が対象になります。
補償を受けるための要件	本補償の適用を受けるためには、次に定めるセキュリティ対策を講じる必要があります <b>「お客様に実施いただくセキュリティ対策」</b> (1) インターネットバンキングにおいて当行が導入している「メール通知パスワード」を利用していること。 (2) インターネットバンキングに使用するパソコン（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。 (3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を利用していないこと。 (4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼動していること。 (5) インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していること。 (6) 当行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用はしていないこと。
補償の対象とならない主な場合	下記の一に該当する場合は、補償を減額もしくは補償を行わない場合があります。なお、下記の場合に限定されるものではありません。 (1) 「お客様に実施いただくセキュリティ対策」が実施されていなかった場合 (2) 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した場合の、すみやかな当行への通報がなされていない場合。 (3) 不正取引が発生した場合の、すみやかな警察への通報がなされていない場合。 (4) 当行による調査および警察による捜査にご協力いただけない場合。 (5) お客様の故意または過失による損害の場合。 (6) 会社関係者の犯行であることが判明した場合。 (7) 法人向けインターネットバンキングの利用規定に違反した場合。 (8) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。
不正払戻しの被害に遭われた場合	不正払戻しの被害に遭われた場合は、速やかにお客様のお取引店またはヘルプデスクまでご連絡ください。 〈お問い合わせ先〉 ■インターネットバンキング・ヘルプデスク フリーダイヤル:0120-108-285 受付時間：銀行営業日9時～21時（土・日・祝日を除きます）
補償規定について	「インターネットバンキング不正使用に係る被害補償規定」については、当行ホームページでご確認下さい。